

# 職場で感染者が発生した場合には

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の流れについて示したものです。

## 1 感染の疑いがある方の発生

受診先の確認などは、次ページ相談窓口の「[受診・相談センター](#)」、「[県民サポートセンター](#)」でも御相談いただけます。

- ・従業員に感染の疑いの症状がある場合は、自宅待機（事業所で症状が出た場合は早退）としてください。
- ・検査キットを事前購入しておき、速やかに自己検査してください。（検査キット陽性の場合、オンラインの確定診断を受けたり、医療機関が受診しやすくなります。）
- ・かかりつけ医または、「[埼玉県指定診療・検査医療機関](#)」（埼玉県ホームページから検索）にかかる場合は、事前に連絡をしてから受診してください。

<下記の場合は医療機関に御相談ください。>

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者や基礎疾患のある方等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

## 2 感染者の発生

- ・感染が判明した場合は、従業員に周知し、感染予防を徹底してください。
- ・感染防止対策が徹底されている場合、感染者が発生しても濃厚接触者と特定されず、行動制限の対象となりません。事業所等で、感染者（発症2日前から）と接触があった従業員には、ハイリスク者との接触や不特定多数の者が集まるイベントの参加等、感染リスクの高い行動を控えるように促してください。

<濃厚接触者とは>（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断）感染者の発症2日前から入院・自宅等での療養開始までの期間に、長時間の接触や、手で触れることのできる距離（目安1m）で必要な感染予防策なく15分以上の接触があった方など

## 3 濃厚接触者の自宅待機

- ・新型コロナウイルス感染症陽性判明者と**最終接触があった日を0日目として翌日から5日間（6日目解除）**は、外出の自粛（自宅待機）と健康観察をお願いいたします。
- ・また、**2日目及び3日目に抗原定性検査キットによる検査を行い、陰性であれば3日目から待機解除が可能です。**

なお、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認、リスクの高い場所の利用や会食を避け、マスクを着用する等の感染対策の実施など注意事項があります。詳しくは[県HP](#)をご確認ください。

参考：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について  
（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

## 4 事業所の消毒

- ・事業所の消毒を行います。
- ・緊急を要する場合には、感染者が勤務した場所のうち頻りに手指が触れる箇所を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70～95%）または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%））で拭き取り等を行ってください。

## 5 業務再開

- ・感染者、濃厚接触者については、体調を確認しながら復帰させてください。なお、感染者に**陰性証明等を求めてはいけません。**

## 職場における感染症対策

### 1 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう。

彩の国「新しい生活様式」安心宣言や業界のガイドラインを活用し、感染症対策の徹底をお願いします。

\* 彩の国「新しい生活様式」安心宣言

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>

\* 業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/>

### 2 テレワークや時差出勤をさらに推進しましょう。

\* 埼玉県テレワークポータルサイト

<http://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>

### 3 埼玉県の接触確認アプリを導入しましょう。

安心の提供と感染拡大の防止のため

「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」を導入しましょう。

\* 埼玉県LINEコロナお知らせシステム

[http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line\\_corona-oshirase\\_top.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/line_corona-oshirase_top.html)

### 4 従業員の健康管理を行いましょう。

健康観察アプリ等を活用して従業員の健康管理をし、感染拡大を防止しましょう。

\* 職場における積極的な検査等の実施手順について <https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>

\* 感染拡大を防ぐ健康観察アプリ <https://corona.go.jp/health/>

#### 彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 1 三密を徹底的に回避します  
・密接の回避  
・一定の人数以上の入居制限  
（密接を避けたい場合は必ず）  
・受付や更衣室、設備などで密接防止  
・社会的距離の確保
- 2 感染防止の対策を行います  
・排泄物などの処理がある日の制限  
・密接のある従業員間の回避  
・手洗いや手指消毒の徹底の徹底、  
手消毒による感染の予防  
・マスクの着用  
・共用する物品などの消毒  
・換気・建物のついで清掃  
ビニール袋に入れて処理
- 3 安全のための設備にします  
・入口等に消毒液、体温計の設置  
・従業員用の設備  
・密接の発生や感染の発生  
・共有スペースの禁止  
・ハンドドライヤーの活用禁止
- 4 安心に向けた工夫をします  
・事前予約の最大限の活用  
・業務の分散化  
・業務の分散化
- 5 行いません、行わせません  
・定額定率での新しい選定や入居
- 6 極力制限します  
・一室に複数する人数の制限  
・施設での食事や会合の制限
- 7 重症化リスクに配慮します  
・高齢者や持病のある方への配慮  
（高齢者利用期間の限定など）
- 8 新しい働き方に向け努力  
します  
・在宅勤務やオンライン会議  
・ローテーション勤務、在宅勤務

宣言日： 令和 年 月 日

名称：

埼玉県産業労働部



埼玉県LINEコロナ  
お知らせシステム

## 新型コロナウイルス感染症に関連した相談窓口

### 1 受診先の確認・受診を迷う場合などの相談（\* 受付時間外は下記サポートセンターへ）

「埼玉県受診・相談センター」 【048-762-8026】

受付時間：9時00分～17時30分（土曜日、日曜日、祝日を含む）

（聴覚障がいの方へ FAX 番号 【048-816-5801】）

### 2 受診先の確認・一般的な相談

「埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター」 【0570-783-770】

受付時間：24時間年中無休

（聴覚障がいの方へ FAX 番号 【048-830-4808】）

\* 埼玉県指定診療・検査医療機関

検索システム <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>



埼玉県指定診療・検査  
医療機関検索システム